

⑦脱温暖化都市に向けて

1 目標達成に向けた考え方

横浜市脱温暖化行動方針(CO・D・O30)や環境モデル都市に掲げた目標を達成するため温室効果ガスの大幅な削減を達成していくためには、市民・事業者・行政といったあらゆる主体が自らの果たすべき役割を認識し、目標を共有化して一体的に低炭素社会への転換のための取組を進めることが不可欠である。

そのためには、市民・事業者への普及啓発による自主的な取組の促進はもとより、経済的な誘導策や規制的な施策を複合的に取り入れた実効性のある制度を構築していかなければならない。

ロードマップでは、平成62年(2050年)の目標達成までの期間について、平成21年(2009)年度から25(2013)年度までを「施策基盤・構想整備期」、平成37(2025)年度までを「施策発展・促進期」、平成62(2050)年度までは「施策推進・完成期」と位置づけ、段階的に施策を進めていくこととした。

ここでは、「施策基盤・構想整備期」として、すでに取組

み始めた条例改正等について紹介する。

2 地球温暖化対策に関する新たな制度のあり方の検討

平成20年8月7日、横浜市長から横浜市環境創造審議会に対し「CO・D・O30に掲げる施策の実効性を担保する制度のあり方」について諮問が行われ、昨年度設置した地球温暖化対策検討部会で審議が開始された。

①地球温暖化対策検討部会での審議

地球温暖化対策検討部会では、審議を始めるにあたり「建築物」「自動車」「環境法・行政法」の専門家を新たに委員として迎えた。平成20年8月から10月まで集中的に審議を行い、11月の環境創造審議会にこれまでの議論を取りまとめ報告した。

審議会では、次の3つの視点から検討が行われた。

(1)将来像からの検討

検討にあたっては、目標とすべき将来像を起点として対策を組み立てる、いわゆるバックキャストリング手法を

用いた。なお、将来像の想定にあたっては、既存の制度にとらわれず海外の先進的な事例なども参考に検討が行われた。

さらに、環境モデル都市として、国内各都市の地球温暖化対策をリードすることを目指して制度の検討を行った。

(2)横浜市の現状と計画を踏まえた対策

環境モデル都市として将来像の想定については高い目標を掲げるが、横浜市の現状を踏まえ、これまで横浜市が取り組んできた制度・施策を中心に振り返り、着実に実行できるものから優先的に検討を行った。また、CO・D・O30や環境モデル都市の提案を踏まえ、現行制度の検証を行った。

(3)市民の力が充分に発揮される仕組み

横浜市は、「ヨコハマはG30」の取組で、市民・行政・事業者が一体となつてごみの排出削減に取り組み、大きな成果を上げた実績がある。このG30の取組は委員の間でも大変評価が高く、地球温暖化対策をより実効性のあるものとするには、「市民力」を活かした市民との連携が不可欠であ

るとの結論に至った。したがってこの「市民力」が十分に発揮される仕組みについて、他都市の事例も参考にしながら検討を行った。

これらの視点に加え、いくつかの重要な視点が提起された。

まず、本市の地域性「横浜らしさ」を活かした地球温暖化対策を進めていくためには、本市の社会的・自然的与件、例えば日本最大の人口を有する大都市であることや、NPOの活動が活発であること、丘陵地が連なる起伏の大きい地形などを念頭におく必要がある、ということである。また、現在、世界的に気候変動が起きており、たとえば横浜でもゲリラ豪雨による浸水被害などが発生する恐れがあり、それらに万全な対策を取っていく「安心・安全な市民生活」や、高齢者・子供・障害者など「優しき弱者への配慮」についても重要な視点であるとの意見があった。

②環境創造審議会への中間報告

横浜市は、地球温暖化対策を総合的に推進していくためのマスタープランとして、2

執筆

田口 香苗

地球温暖化対策事業本部
地球温暖化対策課担当係長

001年度に「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定している。(2006年度改定)計画では、2010年度までに基準年の1990年度比で、一人当たり温室効果ガス排出量6%以上の削減を目指しているが、2005年度までに4.6%増加しているのが現状である。

地球温暖化対策検討部会では、横浜市の地球温暖化対策に関する制度全般のあり方について検討を行ってきたが、計画達成が厳しい状況に加え、去年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正による対策強化を踏まえると、横浜市は結論が出されたものから順次制度化に着手すべきである、と考えた。

他方、市民に密接に関係する制度については、市民に理解されたいえでの効率的実施が望まれることから、市民間で十分に議論されることが重要である。本来は全ての施策を早急に着手すべきであるが、現実的には昨今の経済状況の大きな変化等を踏まえ、現実との折り合いをつけることも必要であるという結論に至った。

このような理由から「速やかな制度化、法改正への対応」と

「市民への論点提示」との大きく二つの内容の中間報告を審議会に行った。

3 環境創造審議会中間答申

環境創造審議会は部会からの報告を受け、横浜市に対し中間答申を提示した。中間答申の概要を紹介する。

①速やかな制度化・法改正への対応

横浜市は、早急に現行制度の強化・拡充から着手するとともに、今年度改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」と同時期に制度の拡充を行い、国と市双方の制度強化の相乗効果を発揮すべきである。

②市民への論点提示

横浜市は、市民生活に大きく影響する制度について、市民間の十分な議論を進めるべきである。また、その際には、現行の枠組にとられない斬新な論点を提示し、活発な議論を促進すべきである。

市民との議論の論点は次の5つの項目が示され、項目ごとに例示として使い捨て容器・レジ袋等の使用規制や新築建築物に対する再生可能エネルギー

ギーの導入義務化、電気自動車等に対する税制優遇、電力の固定価格買取制度など斬新な例示が挙げられた。

【市民との論点】

- ・エネルギー消費の多いライフスタイルをエコライフ型に転換するための制度はどうあるべきか？
- ・環境負荷の少ない事業活動を進めるための制度はどうあるべきか？
- ・効率的なエネルギー消費の建物を広げるための制度はどうあるべきか？
- ・温室効果ガス排出の少ない交通利用を広めるための制度はどうあるべきか？
- ・再生可能エネルギーを2025年までに10倍に拡大するための制度はどうあるべきか？

4 条例改正

本市では、この中間答申を受け、横浜市生活環境の保全等に関する条例を改正し、地球温暖化対策に関する制度のうち対策の基礎となる「事業者」「建物」に関する制度を拡充するとともに、再生可能エネルギー導入促進のための制度を新たに整備することとした。

①事業者の地球温暖化対策の強化

(1)地球温暖化対策計画書制度の拡充

地球温暖化対策計画書制度

(注1)は、温室効果ガスの排出量の相当程度多い事業所を対象に、「地球温暖化対策計画書」及び「地球温暖化対策実施

条項報告書」の作成と公表を義務付けている。計画期間は3

年間、前年度の温室効果ガス排出量から削減目標を定め取り組みを進め、毎年6月に実施状況を報告するものである。

平成15年度から制度を開始し、この制度対象者の温室効果ガス排出量が本市全体の排出量に占める割合(カバース)は、

産業部門が約78%、業務部門は約25%である。

(2)対象者の拡大

現行制度では、1事業所あたりの温室効果ガス排出量が多い事業所(燃料等を原油換算

で年間1,500KL以上使用する、あるいは電気を年間600万kwh以上使用する

事業所を設置または管理している者)が対象となつている。

この場合、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど、1店舗あたりのエネルギー使用量は少ないものの市内を合計すると多量のエネルギーを使用して

いる者は対象

外となつてしまう。そこで、対象者の要件を市内に事業所を設置する省エネルギー法の対象事業者に変更し、事業者単位で捕捉することとした。

これにより排出量の伸びが大きい業務部門のカバースを上昇させる。

(3)実効性の確保

これまで計画書や報告書については事業者自らが公表を行っていた。そこで、市が計画書及び報告書の内容を公表することに變更し、事業者間の比較を容易にし、意欲ある事業者のインセンティブにつなげる。

また、市が基本的対策を示し取り組みを促していくことや、事業者の取組を評価し、特に優れた削減取組を実施した事業者の表彰を行う。

(4)中小企業への支援

中小規模事業者の省エネに対する取組を促進するため、制度対象者以外の中小規模事業者も任意で計画書を作成し提出できることとする。計画書を提出した中小規模事業者に対しては、融資制度など経済的な支援策等の充実を図っていく。

(5)建物対策の強化

(1)建築物環境配慮制度の拡充

建築物環境配慮制度(注2)

建築物環境配慮制度(注2)

建築物環境配慮制度(注2)

建築物環境配慮制度(注2)

は、建築物の省エネルギー対策や緑化対策などの環境配慮取組を促すことで、建築物の総合的な環境性能の向上を図ることを目的とする。延べ床面積の合計が5,000㎡を超える建築物を建築しようとする者を対象に、横浜市版建築物総合環境性能評価システム(CASBE横浜)の評価手法を用いた建築物環境配慮計画の作成及び提出を義務付けている。平成17年7月から平成20年3月までの届出件数は329件で、そのうち3割以上がS、Aランク評価となつている。

(2)対象者の拡大

現行制度では5,000㎡超の大規模建築物を対象としている。これは、市内建築確認総延べ床面積の6割以上(戸建を除く)を占めている。今後は良質な建築物をさらに増やしていくため、制度の対象面積を2,000㎡以上に拡大する。これにより集合住宅を含む中規模な建築物が新たに対象となる。

(3)情報提供の義務

建築物のエネルギー性能は、光熱費や快適性に大きな違いをもたらすことから、建築物の所有者・使用者にとつて大変有益な情報であり、知らされるべき重要な情報である。ま

た、建築物のエネルギー性能を購入時などに知ることができれば、消費者はより賢明な選択ができるようになり市場形成が促進される。それにより、エネルギー性能の良い建築物が増加すると考えられる。このため、建築物環境配慮計画の対象者に対し、その建物の販売若しくは賃貸に際し、環境性能評価の表示を広告に表示することを義務付ける。

③再生可能エネルギーに関する新たな仕組みの創設

COD30では、2025年までに地域で利用する再生可能エネルギーを2004年度の10倍にすることを目指しているが、市内の再生可能エネルギーの利用は、エネルギー消費ベースで全体の1%にも満たない状況にある。このため、再生可能エネルギーの導入を促していく制度を新たに整備する。

(1)建築時の再生可能エネルギー検討・報告

これまで建築主は、建築物を建てる際、再生可能エネルギー設備の導入について検討する必要はなかった。そこで、一定規模以上の建築物を建築する建築主に対し、再生可能エネルギーの導入について検討し、市に報告することを義務付ける。

(2)市民への情報提供拡大

住宅購入を考える多くの市民が訪れる住宅展示場で住宅を展示する者に対し、再生可能エネルギーに関する情報提供に努める義務を負わせる。

(3)温室効果ガス排出量の把握
地域における温室効果ガス排出量を正確に把握・公表することは、目標実現の基礎となる。そのため、市長がエネルギー供給事業者に対し、市内に供給するエネルギーに関するデータ等の提供を求めることができるとする。

④施行時期

省エネ法など関係法の施行時期に合わせ、平成22年4月とする。これは、制度拡大により新たな対象者が大幅に増えるため、周知に相当な時間を要することや、地球温暖化対策計画書制度については、前年度のエネルギー使用量から温室効果ガスの排出量を計算するため、事前に1年間の準備期間を必要とするためである。

5 新たな脱温暖化制度の構築に向けて

①意見交換会の実施

環境創造審議会(地球温暖化

対策検討部会)では、新たな脱温暖化制度の構築に向けて、中間答申で示した論点に基づき、多くの市民・事業者等と意見交換を行っている。

平成20年12月25日に第1回目の意見交換会が実施され、地球温暖化対策推進協議会の会員を中心にNPOの代表の方々10名が意見を表明した。意見表明人からは、日々活動している中での実体験に基づいた様々な提案がなされた。例えば、太陽光発電設備の設置工事に関する責任の不明確化問題、地元工務店の環境に関する知識不足、省エネ性能の高い住居・省エネ効率の良い家電・居住者の意識の三つが揃わないと家庭での地球温暖化対策は進まないなど、机上の議論ではない地に足のついた意見に対し、委員からも多くの質問があり、活発な意見交換が行われた。続けて計4回にわたり、事業者・関係団体

各区で環境活動に取り組む市民、学識経験者、公募市民(24名)を含む総勢63名からの意見を聴取し、さらに多様な立場からの熱心な意見を頂戴した。

またこれとは別に、市長や副市長が地域に向向いて、脱温暖化をテーマに、市民、学生企業との意見交換を行うタウンミーティングも開催しており、

2月までに計9回を重ね、活発な意見交換が行われている。

②新たな制度の構築に向けて

今後、審議会から意見交換会での議論を踏まえ最終的な答申が提出される。本市の温室効果ガス排出状況を考えるに、本市に対する要求も厳しいものになると考えられるが、行政として可能な限りそれに応えていくことが必要である。

昨今の経済状況の悪化により、環境は二の次、まずは経済状況の改善という意見も多い。が、地球温暖化対策は、温室効果ガス排出についての国内外や本市の状況を考えると、一国の猶予も許されない厳しい状況にある。市民に対する普及啓発や広報はもとより、施策の下支えとなる制度整備をしっかりと行い、COD30の目標達成に向けて一歩ずつ着実に進んでいきたい。

注1)

横浜市生活環境の保全等に関する

条例第144条・平成15年4月施行

(注2)

横浜市生活環境の保全等に関する

条例第141条の4・平成17年7月施行